

運輸安全マネジメントに係る情報の公開

(貨物自動車運送事業法 第二四条の三で定める輸送の安全にかかわる情報)

●輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、協業各社と手をたずさえ「安全の確保」が最重要事項であることを強く認識し、全社全部門を挙げて、「安全の確保」に努めます。

安全の確保のための活動として、以下の事項に取り組みます。

1. 関係法令を順守すること、安全を最優先することを全社員に徹底します。
2. 安全に必要な作業手順を整備し、教育を実施します。
3. 常に安全に関わる情報を収集し、社内で共有します。

●経営トップの責務

1. 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制整備の構築等の必要な措置を講じる。
3. PDCAのサイクルにより継続的な輸送の安全性の向上を図ること等、輸送の安全を確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善措置を講じる。

●輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

	2022年発生件数	2023年目標件数
死亡事故	0件	0件
加害交通事故 (人身・物損)	6件(人身0件、物損6件)	3件以内(前年比50%減)
転覆・転落・火災・鉄道衝突	0件	0件
アルコール検知違反	1件	0件
薬物・過労起因事故	0件	0件
法定速度違反(社内規定)	21件	10件(前年比50%減)
労働災害(休業・不休業)	4件(休業3件、不休業1件)	0件(休業0件、不休業0件)

●自動車事故報告規則第2条に関する事故 2022年度 0件、2021年度 0件

●輸送の安全を確保するために講じた重点施策(2022年度、抜粋)

1. 輸送の安全のための措置及び実施した教育・研修等
 - ① 外部講師による安全指導員育成講習(全6回、子会社含み受講者30名)を実施した。
 - ② 実車を使用した安全講習会(11月)を実施した。
 - ③ 添乗指導者育成研修を受講した添乗指導員による添乗指導(受講者6名)を実施した。
2. 輸送の安全に係る情報伝達体制等
 - ① 4月に緊急連絡体制図を更新し、全事業所に掲示した。
 - ② 交通事故、品質事故、車両故障及び冷凍機故障の状況を週報として事業所長に送付し、事故・故障の内容及び注意事項を共有化することにより、事故や故障の防止と削減に取り組んだ。
 - ③ 乗務員への注意啓蒙手段としてデジタルサイネージを導入(16事業所)した。
デジタルサイネージにおいては、交通事故や労災事故の事故原因や再発防止策及び季節毎の注意事項、類似商品の検品ミス削減等の情報を発信した。

3. 輸送の安全に係る内部監査等の実施

- ① 定期的な拠点点検監査（14事業所。設備関係を含む）を実施した。
なお、監査結果は概ね良好であり、大きな問題は発見されなかった。

●輸送の安全を確保するために講じる重点施策（2023年度）

1. 関連法令の遵守教育と啓蒙

- ① 安全指導員育成講習の実施
 - ・乗務員へ適正な指導・教育を行えるよう、安全指導員育成研修を実施する。
- ② 安全指導員と荷役災害防止担当者による運転者教育・啓蒙の実施
 - ・安全指導員研修終了者と荷役災害防止担当者の活動を明確にし、実施する。巡回指導、バック3秒ルールの徹底を図る。

2. 輸送の安全に関する教育等の実施

- ① 運転適正診断の実施
 - ・新規乗務員は警視庁方式の適正診断を受診し安全指導員が指導を行う。
 - ・事故を惹起させた乗務員に受診させ、診断結果をもとに注意点を指導する。
 - ・60歳再雇用時及び能力低下の懸念がある対象者の適正診断受診及び指導を行う。
- ② 外部講師による乗務員教育
 - ・外部講師による安全運転講習を実施する。新技術装置の体験教育を行う。
- ③ 添乗指導員による従業員教育
 - ・添乗指導員が乗務員へ添乗指導を実施し、添乗指導記録表に記録を残す。
 - ・事故惹起者・新人乗務員を優先で必須とし、安全品質部が必要と認めた乗務員を対象とする。
 - ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- ④ 従業員へVR及びデジタルサイネージを使用した啓蒙実施
 - ・安全品質部が作成または用意した啓蒙資料をデジタルサイネージを使用し啓蒙やVR機器を使用した安全教育を行う。
- ⑤ ヒヤリハット情報を収集し予防処置及び是正処置に取り組む
 - ・運行適性化管理表及びヒヤリハット情報を積極的に収集し、実効性のある予防処置、是正処置に取り組み事故防止を図る。

3. 拘束時間・連続運転の適正な管理と待機時間の把握

- ① デジタコ日報の確認及び管理表の作成保管
 - ・日々の運行において、管理者はMPViS運行日報から4時間連続運転や拘束時間16時間オーバーの違反情報を適切に読み取り、もし発見された場合は当該乗務員へ指導を行うとともに、運行適正管理表によってその理由を記録し、本社安全品質部と共有する。

4. 定期的な拠点点検の実施

- ① 安全管理体制に関わる内部監査
 - ・監査部との連携を図り、社内標準が適切に運用されているかの安全監査を実施する。

●社内組織図

以下資料のとおり。

以上

運輸安全マネジメント 社内組織図

2023年4月1日現在

